

社会福祉法人円融会 役員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人円融会の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び旅費について定めるものとする。

(役員報酬総額)

第2条 役員に対して、各年度の総額が920,000円を超えない範囲で第3条に定める報酬の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員報酬基準)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、若しくは法人及び施設の運営のための業務にあたった場合（以下「理事会等へ出席したとき」という。）は、次の基準により報酬を支払うことができる。

	報酬の基準（日額）
理事会等出席	10,000円

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、会議等の都度に支給する。

(旅費及び費用弁償)

第5条 役員が理事会等へ出席したとき、及び法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人円融会 出張旅費及び費用弁償支給規程により旅費又は費用弁償を支給することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。